

## 住民投票について（参考資料：奥州市作成資料）

日本における住民投票

大きく分けて3つあります。

### A. 日本国憲法の規定に基づく住民投票

#### 日本国憲法第95条

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

### B. 地方自治法の規定に基づく「地方議会の解散あるいは首長・議員の解職請求に関する住民投票」

#### 地方自治法第76条第1項（抜粋）

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の**議会の解散**の請求をすることができる。

#### 地方自治法第80条第1項（抜粋）

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の**議員の解職**の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、**議員の解職**の請求をすることができる。

#### 地方自治法第81条第1項（抜粋）

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の**長の解職**の請求をすることができる。

### C. 地方自治法の規定に基づく「地方自治体の条例制定による住民投票」

#### 地方自治法第74条第1項（抜粋）

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、**条例**（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の**制定又は改廃**の請求をすることができる。

A、B、Cのうち、自治基本条例に関わるのは「C」の住民投票です。

### ◆直接請求による「住民投票条例の制定請求」（個別型）

直接請求による「住民投票条例の制定請求」を行うには有権者の50分の1（2%）の署名をもって市長に請求することとなります。（日田市の有権者数は、約58,000人なので、約1,160人程度になります。）

市長は、この請求を受けて、「住民投票条例」を議会に提案することとなります。議会でこの条例が可決されれば住民投票実施となり、否決されれば住民投票は実施されないこととなります。

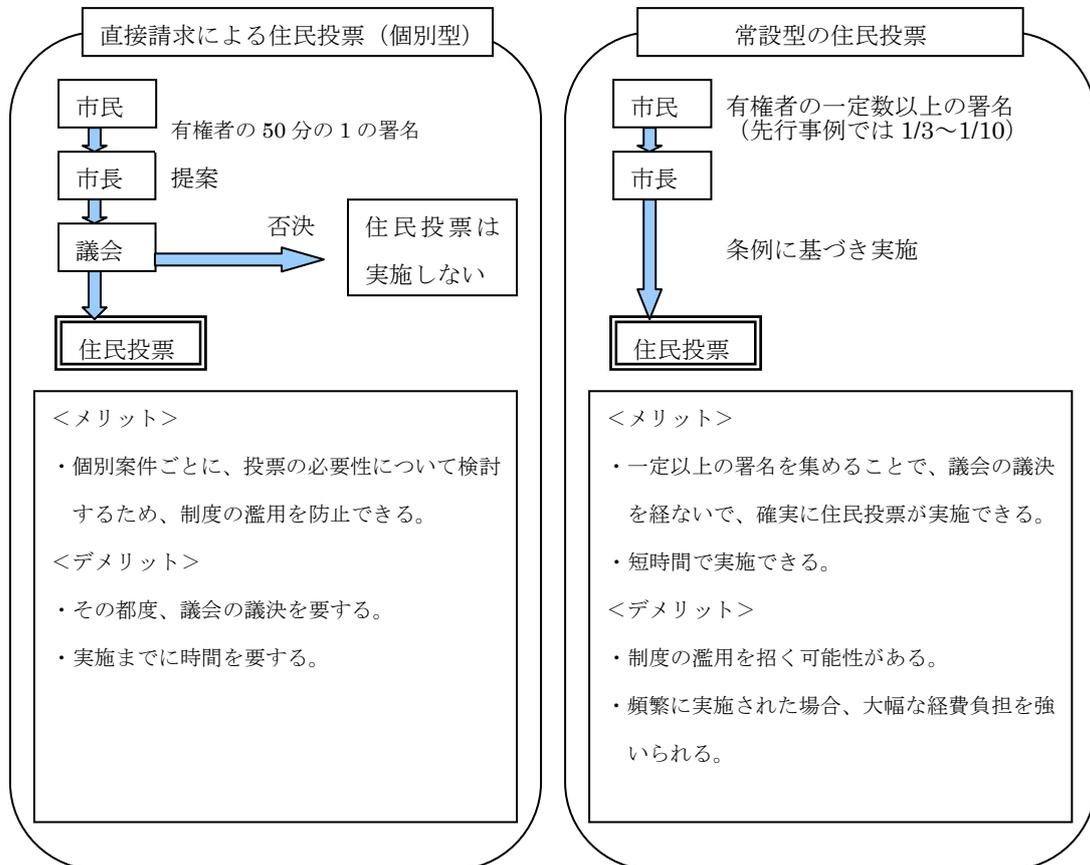
（参考：吉野川可動堰建設計画の賛否を問う徳島市住民投票条例）

### ◆直接請求の問題点

- ①議会がそもそも住民の意向と対立した意見を鮮明にしている場合には、住民投票条例が否決されてしまうこととなります。
- ②同一の案件であっても、争点が変わると改めて署名を集めるところから始めなければなりません。

### ◆常設型住民投票条例

個別案件ごとに、その都度議会の議決を得て住民投票条例を設ける直接請求による制度に対し、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例で定めてこれを制度化したものです。（参考：岸和田市住民投票条例）



## ◆住民投票結果の取り扱い

住民投票の結果を実際の市政運営にどのように反映させるかは、市長、議会の判断となります。投票結果が、市長、議会を拘束する仕組みを住民投票条例に規定することは違法であるとするのが通説であり、住民投票の結果を「尊重する」と規定するのが一般的となっています。

## ◆住民投票と自治基本条例

自治基本条例においては、住民投票に関する条項を盛り込んでいるのが一般的となっていますが、その盛り込み方は大きく3つに分けられます。

### ①住民投票規定を盛り込むが、事実上はなんら新しい制度を創設しないもの

例：福岡県筑紫野市市民自治基本条例

(住民投票制度)

- 第16条** 市長は、法令に定めのあるもののほか、市政に関する重要事項について住民の意思を直接確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めなければならない。
  - 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### ②地方自治法の定める直接請求制度を確認するのみのもの

(資格要件等について自治法により緩和はしているものの、具体的実施については、地方自治法第74条の直接請求に準じているもの)

例：東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例

(住民投票)

- 第35条** 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
  - 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
  - 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

### ③住民投票制度の要件まで規定するもの

例：大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例

(住民投票)

- 第20条** 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。
- 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。
  - 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
  - 4 住民投票の実施に関する手續その他必要な事項については、別に条例で定める。

・①、②が「個別型」で③が「常設型」となります。

## ◆自治基本条例における論点

### ①住民投票の形式

- ・「個別型」とするか、「常設型」とするか

### ②対象事項

- ・一般的に「行政運営上の重要事項」とする事例が多い

### ③請求権を誰に与えるのか

- ・市長にとどめるのか、市長、議会、市民にそれぞれ与えるのか

### ④請求の条件

- ・濫用されずに、垣根の高すぎない要件として、市民はどれだけの署名で請求できるようにするか
- ・議会は議員のどれだけの割合でもって請求することができるのか

### ⑤請求・投票資格者（市民の場合）

- ・他の年齢要件を設けるか
- ・外国人にも投票権を拡大するか
- ・市民の範囲を市内に住所を有するもの以上に拡大するか（市民の定義に関係）

### ⑥成立要件

- ・どれだけの投票をもって成立とするか